

平成31年度特別な配慮を要する児童の編入学について

1. 基本方針

シンガポール日本人学校では、「心身の発達に障がいがあり、特別な配慮を要する児童」を受け入れていますが、しかしながら、本校は海外における私立学校であり、日本の公立学校と同等の条件整備はできないため、心身の発達に障がいがあり、特別な配慮を要する児童の全てを受け入れることは困難な状況です。そのため、医療行為が必要な児童や身辺自立に支援が必要な児童につきましては、受け入れておりません。

特別な配慮を要する児童の年度当初の入学（編入学）につきましては、シンガポール日本人学校就学指導委員会で検討し、受け入れについての可否を決定致します。受け入れは、小学部チャンギ校とクレメンティ校です。シンガポール日本人学校の小学部は2校あり、通学校区を定めていますのでご注意ください。

2. 特別支援学級及び、通級指導教室の種別

- ① 特別支援学級…知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級

(生活単元学習や自立活動を中心として、将来の自立につながる基礎を養う)

- ② 通級指導教室…原則として週6時間を超えない通級を個別、または小集団で行う

3. 平成31年度の募集について

【スケジュール】

8月中旬：学校HPを通じて、来年度の特別支援学級及び通級指導教室受入に関する情報を公開する。

9月：入級・通級希望申請の期間を1カ月とする。

10月下旬：就学指導委員会による説明会及び面談（入級・通級審査）を実施する。

11月：就学指導委員会を開催し、入級・通級について審議・決定する。

11月下旬：結果を運営理事会に報告し、保護者へ通知する。

4. 備考

- ① 特別な配慮を要する児童は、必ず就学指導委員会の説明会に参加し、面談（入級・通級審査）を受けていただかなくては編入学できません。また、就学指導委員会の説明会及び面談（入級・通級審査）は、年一回の実施ですのでご注意ください。

- ② 平成31年度以降において、年度内の編入学を希望される方は、ご相談ください。

「特別な配慮を要する児童の編入学」お問合わせ

e-mail : otayori@sjschan.edu.sg

電話 : +65-6542-9600

FAX : +65-6542-8801

シンガポール日本人学校小学部チャンギ校